

2024年3月より 「革」「レザー」と呼べる製品は、 動物由来のものに限定する とJISで規定されました。(JIS K6541:2024)

① 例えば、アップル・キノコ・サボテンなどの
素材を「○○革」「○○レザー」とは呼べません。



② 下記の素材は名称が規定されており
「革」「レザー」とは呼べません。

革を細かく粉碎し、シート状に加工したもの

皮革繊維再生複合材

※「皮革繊維再生複合材」を「ボンデッドレザー」「リサイクルレザー」「再生革」と表記することも誤りです。

不織布や特殊不織布、合成樹脂などを使って
革の見た目に似せたもの

合成皮革・人工皮革

「エコレザー」について

環境に配慮して製造される革・レザーのことです。
植物由来の素材や、革屑を利用した素材ではありません。



一般社団法人 日本皮革産業連合会
日本皮革産業連合会とは、皮革および靴・バッグなど革製品の
生産・流通・貿易に関する24団体で構成される総合団体です。

JISについての
詳しい内容は裏面へ

JISとは、日本産業規格(JIS - Japanese Industrial Standardsの略)。日本の産業製品に関する規格や測定法などが定められた日本の国家規格のことです。

3.1 革(レザー)素材の基本用語

3.1.1 革, レザー | 皮本来の纖維構造をほぼ保ち, 腐敗しないようになめした動物の皮

※注釈1 毛は除去したものも、残っているものもある。

※注釈2 仕上げ塗装、又は表面層を付与したものは、仕上げ塗装、又は表面層の厚さが0.15mm以下のものを革(レザー)という。

※注釈3 革(レザー)を機械的、又は化学的に纖維状、小片又は粉末状に粉碎し、樹脂などの使用の有無にかかわらず、シート状などに加工したものは革(レザー)とはいわない。

※注釈4 “天然皮革”又は“本革”ともいう。“皮革”という用語も使用されるが、“皮革”は“皮”及び“革(レザー)”を総称する用語である。

※注釈5 “革(レザー)”及び“皮革”という用語の使用は、ここで定義されたものだけに使用してもよい。

この規格に規定されたものを除き、人工的な材料の名称として使用してはならない。

3.1.11 エコレザー

皮革製造におけるライフサイクルにおいて、環境配慮のため、排水、廃棄物処理などが法令に遵守していることが確認され、消費者及び環境に有害な化学物質などにも配慮されている革(レザー)

3.5 革(レザー)を粉碎などして再利用した素材に関する用語

3.5.1 皮革纖維 再生複合材

革(レザー)を機械的又は化学的に纖維状、小片又は粉末状に粉碎したものを、乾燥質量で50%以上配合し、樹脂などの使用の有無にかかわらず、シート状などに加工したもの

※注釈1 革(レザー)纖維、結合材又は革(レザー)製造用の助剤以外に他の成分がある場合は、それらの成分を表示する。

※注釈2 “レザーファイバーボード”又は“ポンデッドレザーファイバ”ともいう。“再生革”又は“リサイクルレザー”という用語は正しくない。

※注釈3 貿易で使われているHSコードにおいては、“コンポジションレザー(composition leather)”という用語が使用されているが、用語としては正しくない。

※注釈4 表面にポリ塩化ビニル、ポリアミド、ポリウレタンなどの合成樹脂面を配して、革(レザー)の外観に類似させたものもある。

3.6 革(レザー)を模倣した素材に関する用語

3.6.1 合成皮革

基材に織布、編物、不織布などを用いて、表面にポリ塩化ビニル、ポリアミド、ポリウレタンなどの合成樹脂面を配して、革(レザー)の外観に類似させ、その特性である感触、光沢、柔軟性などをえたもの

3.6.2 人工皮革

基材に特殊不織布を用いて、表面にポリ塩化ビニル、ポリアミド、ポリウレタンなどの合成樹脂面を配して、革(レザー)の外観に類似させ、その特性である感触、光沢、柔軟性などを与え、銀付き革調に加工、又は特殊不織布に立毛を配して、スエード調、ベロア調、ヌバック調に加工したもの

※注釈1 特殊不織布とは、ランダム三次元立体構造をもつ纖維層を主とし、ポリウレタン又はこれに類する可とう性をもつ高分子物質を含浸させたものをいう。

※注釈2 特殊不織布には、ランダム三次元立体構造をもつ纖維層に織布又は編物を組み合わせ、ポリウレタン又はそれに類する可とう性をもつ高分子物質を含浸させたものも含む。